

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
請求人 1 [REDACTED]
請求人 2 [REDACTED]
請求人 3 [REDACTED]
同代理人 [REDACTED]
[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成27年5月12日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護の廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

黒部市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成27年3月13日付け黒社福第4437号で行った、本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成27年3月13日付け黒社福第4437号で行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 廃止理由「世帯人数の変更」が理解できない。
- (2) 処分庁は、請求人1の第3子が [REDACTED] に出生したこと

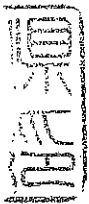
から子の父（代理人）と請求人1、請求人の前夫の子2人（請求人2、請求人3）の5人が生計を共にしていると判断し、保護廃止した。生計を共にしていないので納得できない。

- (3) 3月分が支給されないまま同年3月13日に廃止決定された。請求人2及び請求人3の進学、修学旅行準備に費用がかかるため生活が困窮している。

第2 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人1は外国籍であるため生活保護を準用した行政措置による保護を、請求人1の子である請求人2及び請求人3は日本国籍と外国籍を持つため法による保護を平成22年10月19日から実施することを決定したこと。
- (2) 請求人1は、XXXXXXXXXXに第3子を出産したこと。
- (3) 請求人1の第3子の父は代理人であるが、戸籍に関する届出はないこと。
- (4) 請求人1、2及び3並びに代理人は住民基本台帳の上では別世帯であり、戸籍に関する届出もないことから親族関係にない。また、第3子と代理人は戸籍上の親子関係は認められないことから、扶養義務関係にないこと。
- (5) 平成27年3月13日、請求人は処分庁に生活保護辞退届を提出したこと。
- (6) 処分庁は平成27年3月13日付けで請求人に対して、保護の廃止を決定した旨、通知したこと。保護廃止決定通知書には廃止の理由と



して「世帯人数の変更により廃止します。」と記載されていたこと。

第3 審査庁の判断

平成13年10月15日付け社援保発第51号厚生労働省課長通知によれば、外国人に対する保護は、法第1条の規定により日本国民に限定されている保護の対象を、法を準用し、予算措置として永住者、定住者等に拡大しているものであるため、法律上の権利として保障されていない外国人に対する保護に関する決定は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定する処分に該当しない。よって、外国籍を有する請求人1に対する保護廃止決定は、同法に規定する処分には当たらない。

しかし、「生活保護は法第10条の規定により原則として、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているが、被保護世帯の構成員も生活困窮者である以上、保護受給権を有するものであり、同条もこれを否定するものではない。世帯主は当該世帯を代表して当該処分等の名宛人となるにすぎず、当該処分等の効果は世帯主にとどまらず、世帯の構成員全員に及ぶ」（平成10年10月9日福岡高裁判決要旨）とあることから、世帯員である請求人2及び3に対する本件処分の効果は世帯全体に及ぶため、請求人2及び3の保護者であり、世帯主でもある請求人1は原告適格を有するものと解する。

法第29条の2の規定により適用される行政手続法（平成5年法律第88号）第14条は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」と定めている。

理由の提示のあり方として、

- ① 理由の提示は、単に根拠法条を示すだけでは足りず、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを明らかにするものでなければならないこと。
- ② 処分根拠となる事実に関しては、処分の名あて人にとって理解しう

る程度に詳しく示すこと。

などが求められており、保護の廃止にあたっては同様である。

本件についてみると、処分庁は、前記第2の(2)及び(3)の認定事実のとおり、請求人1が代理人の子を出産したため、代理人とその子が世帯員に加わったことを理由に本件処分を行ったと考えられる。一方で本件廃止決定通知書の廃止理由には、前記第2の(6)の認定事実のとおり「世帯人数の変更により廃止する」と記載されているのみであり、世帯人数の変更が廃止決定に至ることになった理由が、上記①及び②に照らしても請求人が理解できる程度に明確に付記されているとは言えない。

前記第2の(2)から(4)までの事実認定のとおり、請求人1は代理人の子を出産した。処分庁は請求人1、請求人1の3人の子及び代理人の5人が生計を一にしていると判断したが、代理人は生計を一にしていなると主張しており、両者の意見は大きく異なっている。

生活保護の決定実施に関する事務の主なものは、国においてその適正な処理を確保する見地から、法定受託事務に分類されている（地方自治法（昭和22年法律第67号）別表第1参照）。保護の実施要領と総称される厚生労働省（国）の通達類は、地方自治法第245条の9第3項で法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）として位置付けられている。このため、廃止を含む生活保護の決定は処理基準に沿った事務が必要である。なお、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省課長通知においては、保護の停止又は廃止の取扱いにあたっての基準が示されているところである。

また、同一世帯と認定する際に、国から示されているものとして平成21年3月31日付け厚生労働省課長事務連絡がある。これによれば、消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実の事実関係の正確な把握等が必要であるが、処分庁がこれらの事実を十分に確認したとは言いがたい。よって、請求人1、請求人1の3人の子及び代理人の5人が同一世帯であると断定するまで

には至っていない。処分庁は、このような状態において単に「世帯人数の変更により廃止する」として、本件処分を行ったものである。このことは、処理基準にそったものとは言いがたい。

よって、本件処分には手続上の瑕疵があり、本件審査請求には理由があるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成28年4月4日

審査庁

富山県知事 石井 隆

